

、2022年9月9日セミナーサマリー

2022年9月23日

H. Takeyasu

日時 2022年9月9日 18:30~20:10

場所 オンラインセミナー

講師 株式会社 KyK インターナショナル代表取締役 知財法務コンサルタント 相澤良明氏

参加者 PCIP 会員 12 名、日本技術士会会員 5 名 一般(会員外)1 名 合計 18 名

講演タイトル： 中国での商標権紛争の現状と対策

概要： 中国に事業進出した中小企業が、権利化や事前対策が不十分であったために予想外の知的財産権紛争に巻き込まれ、結果的に撤退に追いこまれる事例が頻繁にみられる。本セミナーでは、特に商標権に関して、①商標権紛争の現状、②先取りや悪意出願 対策、③主に EC サイトで商標権被害を受けたときの民事訴訟を含めた対策について、中国 特有の制度と制度活用のポイントを、具体的商標侵害事例の紹介を含めて説明頂いた。

主な骨子は以下の通り

1. 商標権紛争の現状

中国での模倣遍歴は、1980 年代~の第一段階(外国技術導入)、1990 年代~の第二段階(技術進展)、2010 年~の第三段階(権利化進展)に分けられ、現状、悪意によるビジネスが目立つようになってきている。一方で、行政による悪意出願を取り締まるための施策や法改正が行われている。

2. 先取りや悪意出願対策

商標権の保護期間は登録から 10 年(更新可)であるが、権利化手続き、類否判断、先取り登録や悪意出願に対する対応の要点について説明頂いた。

3. 商標権侵害対策

EC サイトや情報提供により侵害や模倣情報を得、ダミーでの購入から侵害判定、侵害者確定を進める。その後の対策として、和解、EC サイトを通じた防御、行政ルートや訴訟ルートでの対策の説明と戦略について説明頂いた。

4. 獺祭商標侵害事例

商標権侵害の最近の事例として、「獺祭」の商標を使用したアイスクリームが販売され、「獺祭」の商標権者である酒造会社が提訴、最終的に裁判所は商標侵害と判断し、使用の差し止めと損害賠償を命じた事件を紹介頂いた。

・ご講演後の Q&A では、訴訟の費用や収支バランス等、実務に即した質問に対してご説明頂いた。

参考著書

・「中国での意匠特許権侵害判定」(「発明」2022 年 1~11 月号)

以上



知財コンサルティングセンター様

2022年9月9日 ウェビナー



中国での商標権紛争の現状と対策

株式会社KyKインターナショナル

知財法務コンサルタント 相澤良明

自己紹介 相澤良明

経歴

- ◆ **日本技術貿易株式会社（現NGB）** 1979年—2009年
情報資料部 外国特許情報提供、特許検索システム構築
特許部 特許訴訟、ライセンス交渉、中国出張所開設
意匠商標部 模倣品対策、商標訴訟、商標ライセンス交渉
事務企画推進部 事業企画、システム開発・管理
- ◆ **華誠律師事務所** 2009年—2019年3月
華誠知識産権代理有限公司 特許・商標・著作権の権利化支援
シニアコンサルタント 知財訴訟・ライセンス・模倣対策支援
中国進出支援、現地法人社内規定作成支援
- ◆ **KyKインターナショナル** 2010年—現在
知財法務コンサルタント 中小企業向け外国知財取得業務支援
外国現地会社の法務問題調査対策支援
企業内知財・法務セミナー

本日のメニュー

中国での商標権紛争の現状と対策

時間：18:30～20:00

① 18:30～19:30 セミナー

1. 商標権紛争の現状
2. 先取りや悪意出願対策
3. 商標権侵害対策
4. 瀬祭商標侵害事例

② 19:30～20:00 質疑応答

1. 商標権紛争の現状

1. 1. 用語の理解

- **ニセモノ**・・・ 真正品やそのパッケージをまねたコピー商品
特に、パッケージの表示に虚偽の内容のあるもの成分や数量などの品質、製造や販売の会社名、Made in Japanなど出所や生産地などに虚偽の表示或いは法律違反のあるもの
- **模倣品**・・・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権がなく、類似品する商品
日本での権利があっても当該国では権利行使ができない、不正な競争行為になるもの
- **海賊品**・・・ 著作権を侵害しているもの キャラクター、CD、DVD、ビデオ・映画、ゲーム
著作権は原則登録が不要で各国で保護される。著作権者であること（発表が先にされている）を立証することで、侵害や不正な競争行為になるもの
- **侵害品**・・・ 日本のみならず当該国でも知的財産権が存在し、それらの権利を侵害する行為によるもの（侵害とは、作る、使用する、売る（販売の申し出、展示など含む）、輸入すること）

1. 商標権紛争の現状

1. 2. 中国での模倣、侵害の遍歴

1980-1990年

ニセモノ
デッドコピー
(商標権侵害)

保護のない技術移転
> 資金や技術不足による
低品質、不良品

商標法1982年
専利法1985年
GATT 1986年

1990-2010年

デッドコピー、
海賊品、侵害品
(商標権侵害)
(意匠、実案特許権侵害)
(著作権侵害)

OEM製造や輸出販売
> 同一・類似商標先取り開始
> 技術の再利用、転用、改良による
一定品質の競合模倣・侵害品

WTO2001年
製造地から消費地に転換
馳名商標認定制度2003年
2014年改正

2010-2022年

海賊品、侵害品
(商標権侵害)
(発明・意匠、実案特許権侵害)
(著作権侵害)
(営業秘密侵害)

侵害の高度化、分業化、技術の盗用
ECサイトでの侵害
> 特許、商標出願の増加
> 悪意先取り商標出願の増加
商標権の乗っ取り
> 知的財産権紛争の増加

高度な技術の取得の取得
知財専門法院 2016年
インターネット法院 2017年
最高知財法廷 2019年

1. 商標権紛争の現状

1. 3. 1. 商標の悪意先取り、冒認出願リスク

- 非正常出願と悪質な黒代理行為

- 使用を目的としない悪意買占め（悪意囤積）と悪意先取り（悪意抢注）行為（非正常出願）

「囤商标：商標買いだめ」

「傍名牌：名声便乗」「搭便车：フリーライド、ただ乗り」「蹭热点：話題便乗」

- 行政処分件数 2021年 出願48.2万件、2022年第1四半期 出願1.22万件

- 法整備

2019年12月「登録商標出願行為を規範化するための若干の規定」

2022年1月1日「商標一般違法判断基準」

4月12日「商標の悪意登録行為を持続的厳格的取締に関する通知」

- 商標代理人による違法な商標取得支援行為（黒代理）

- 藍天BlueSky

2021年 2.3万代理人を調査指導、230件の悪意先取り出願、2代理人を業務停止

2022年上期 3代理人の行政処罰

- 法整備

2021年8月5日「特許・商標代理業違法行為協同管理弁法」

1. 商標権紛争の現状

1. 3. 2. 商標の悪意先取り、冒認出願

- 商標法の改正施行（2019年11月1日）

- 悪意出願を初めて規定

第4条 自然人、法人或いはその他の組織がその生産経営活動中に、その商品或いは役務 について、商標専用権を取得する必要がある場合、商標局に商標登録の出願をしなければならない。使用を目的としない悪意のある商標登録出願は、却下しなければならない。

- 審査審理指南の改正施行（2022年1月1日）

- 悪意の認定の新規導入

- ①「出願人が生産事業活動の必要性に基づかずに大量の商標出願を提出し、真実の使用意図が欠如し、正当な商標資源がなく、商標登録秩序を乱す行為」と明確化
- ② 9種類の典型的な状況を列挙、出願人が防御目的での同一類似の商標出願する行為は除外
- ③ 実体審査では審査中に発見された手がかり、異議や審判では提出された証拠で判断
- ④ 商標譲渡は本条項に違反の認定に影響を及ぼさない

1. 商標権紛争の現状

1. 4. 商標侵害リスク

- 先取り商標権や意匠特許権を侵害する可能性



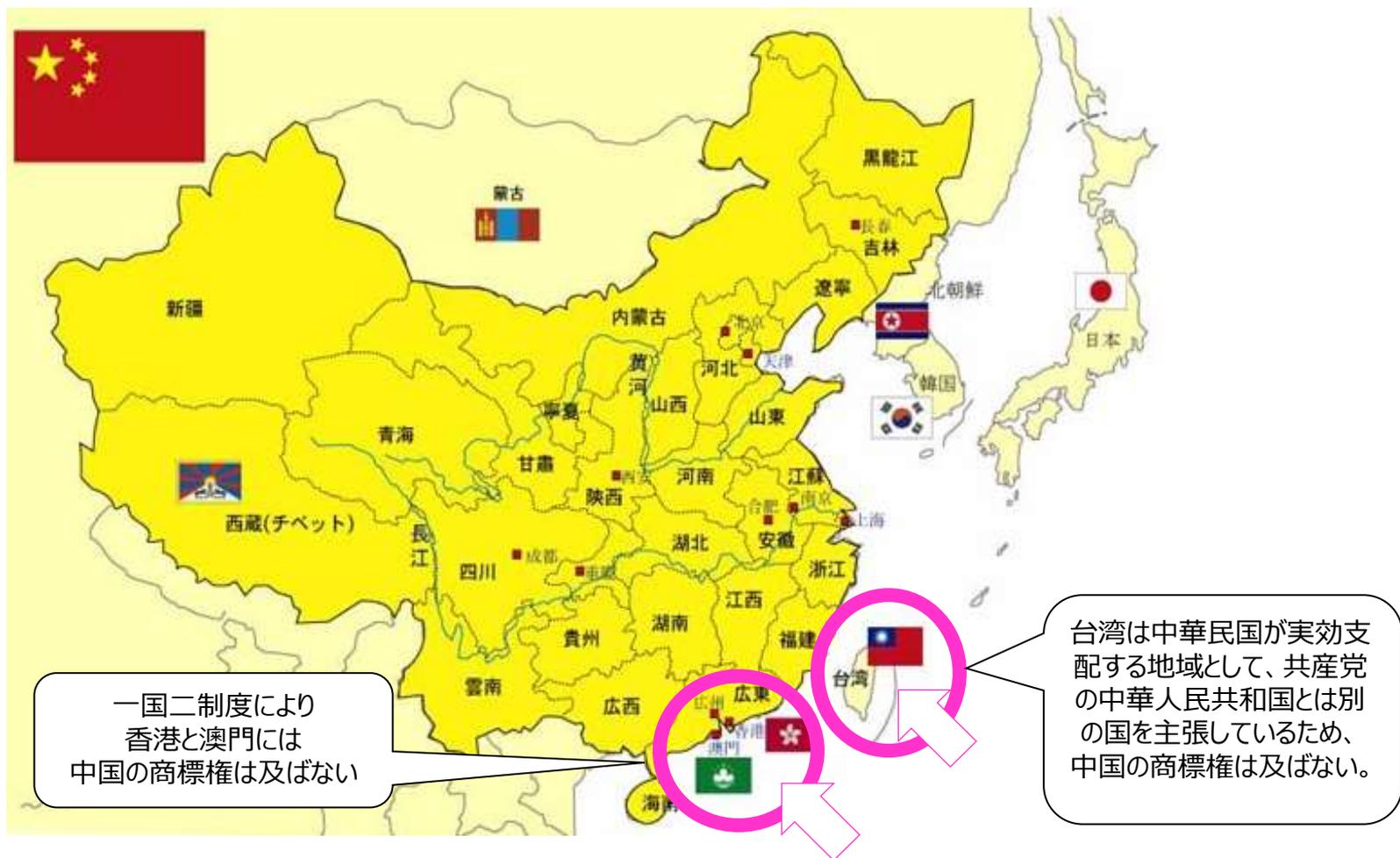
■ 中国向けECビジネスのパターン

- ① 中国国外のECサイト、外国から配送
輸入者が侵害者
- ② 中国国内のECサイト、外国から配送
販売の申し出が侵害、現地法人にリスク
- ③ 中国国外のECサイト、国内から配送
倉庫の商品の差押、現地法人にリスク
- ④ 中国国内のECサイト、国内から配送

越境ビジネス		ECサイト	
		外国	国内
配送	外国	○	▲
	国内	▲	●

2. 先取りや悪意出願対策

2.1 商標権と権利地域



2. 先取りや悪意出願対策

2.1.1. 中国の商標権の種類と保護

種別		定義	権利期間
商標法 2013年法	商標権	文字、図形、記号、立体、色彩、多色組合せ色彩、音の識別性のある標識（第8条）	登録日から10年 更新可
	団体商標 証明商標	特定団体の構成員がその資格を表示する標識 特定商品やサービスの産地、品質などを証明する標識（第3条）	

赤字は2019年11月1日より改正

種別	侵害行為	救済	損害賠償
商標法 第57条、第63条	<ul style="list-style-type: none"> 無許可での同一商標の使用 無許可での類似商標の使用 無許可で類似商品の使用 侵害品の販売 商標の偽造、製造とその販売 侵害の幫助 (会社名は不正競争防止法) 	<ul style="list-style-type: none"> 侵害行為の差止 損害賠償 法定賠償額による補償 逸失利益による補償 賠償額算定に証拠提出命令 侵害品の廃棄 侵害品製造工具の廃棄 	<ul style="list-style-type: none"> 逸失利益に基づく金額での賠償 法定賠償は500万元以下の賠償 悪意や重大な事情がある場合、 上述の方法で確定した金額の1倍～5倍 以下で追加の賠償

2. 先取りや悪意出願対策

2. 1. 2. 商標権の種類

1) 目的別

商品商標



役務商標
サービス



2) 構成要素別

文字商標

図形商標

組合せ商標

色彩商標

立体商標

音声商標



3) 機能別

普通商標



団体商標

日本では
地域団体商標



証明商標

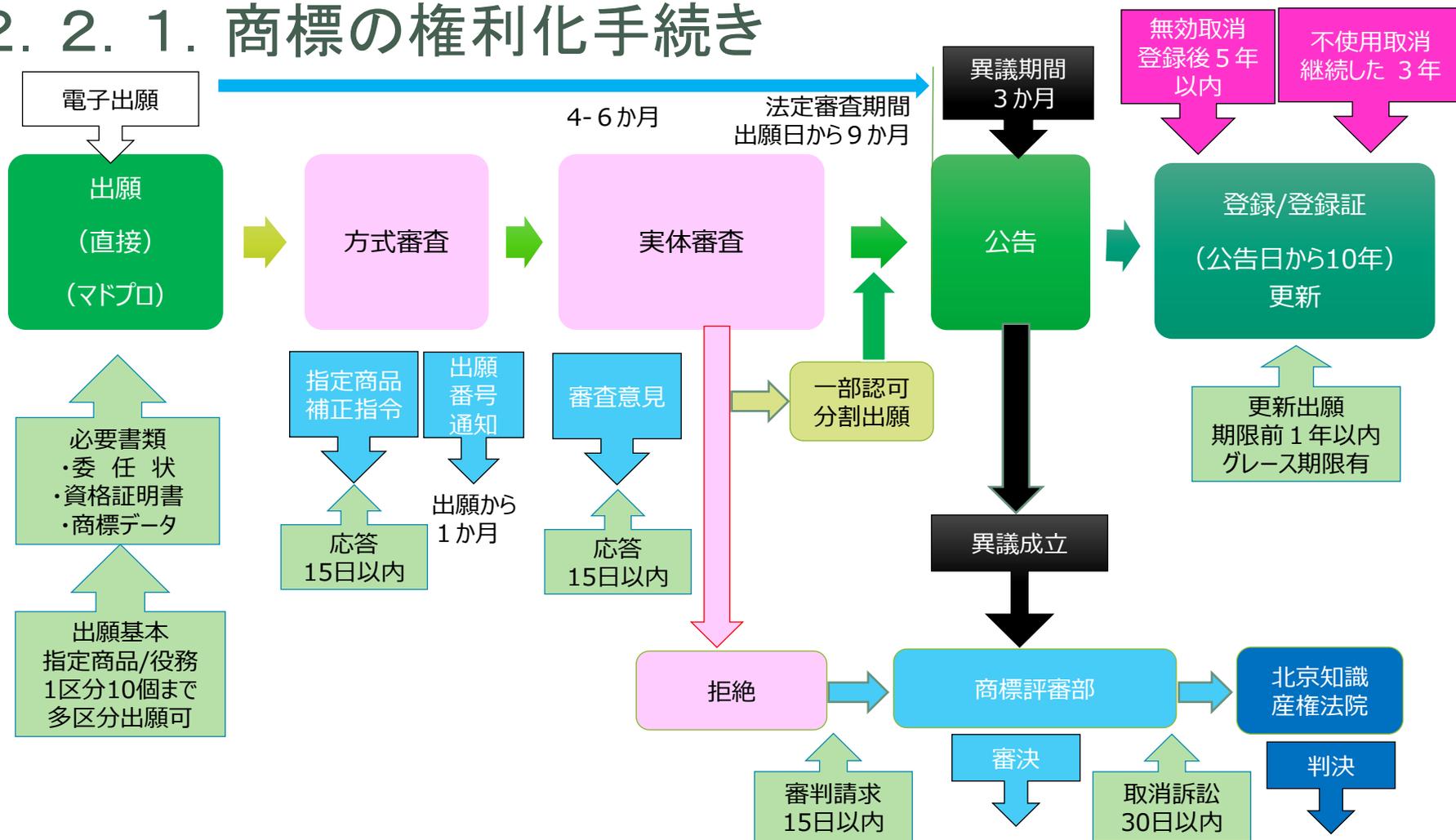
日本には
ない制度





2. 先取りや悪意出願対策

2.2.1. 商標の権利化手続き



2. 先取りや悪意出願対策

2.2.2. 商標権の商品やサービス類否判断

登録審査での類否判断

区分	類似群	商品名、サービス名
24	2401	C240003 タオル地 240028 綿織物
	2405	240072 織物製タオル 240078 織物製ハンカチ C240029 バスタオル C240031 バスマット - スポーツ用タオル - 子供用タオル - キッチンタオル
	2406	2400040 シーツ 2400068 ベット用リネン C240028 タオルケット
	2407	240059 家具用カバー

類似商品の審査基準

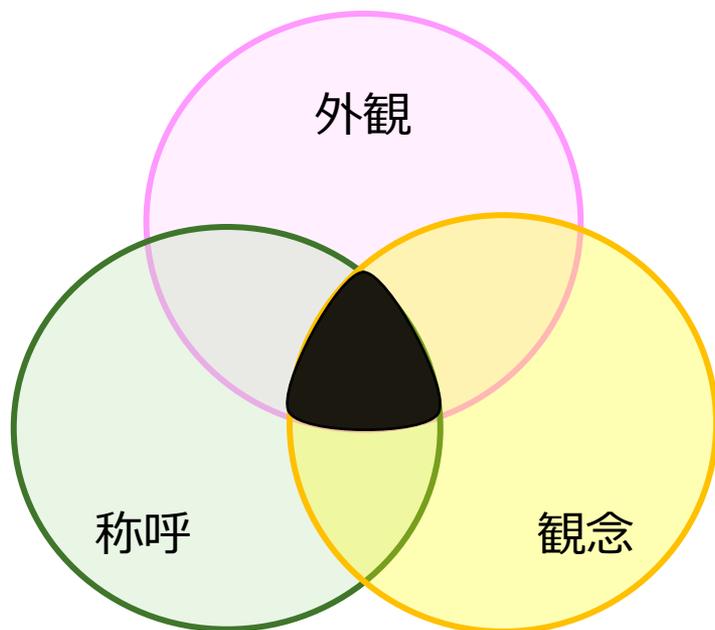
- 商品の機能、用途
- 主たる原材料、成分
- 販売ルート、販売場所
- 生産者、消費者
- 商品と部品
- 消費習慣
- その他の関連要因

2405 毛巾,浴巾,手帕
浴用織品(服装除外) 240005, 擦澡巾 240055, 家庭日用紡織品 240071, 紡織品毛巾 240072, 紡織品餐巾 240076, 紡織品手帕 240078, 紡織品洗臉巾 240087, 卸收用布 240101 ※浴巾 C240029, 地巾 C240031
注: 跨類似群保護商品: 家庭日用紡織品(2405, 2406, 2407 第(一)部分)。

注: 商品分類表には、2405, 2406, 2407は類似する範囲と記載ある

2. 先取りや悪意出願対策

2.2.3. 商標権の標章の類否判断



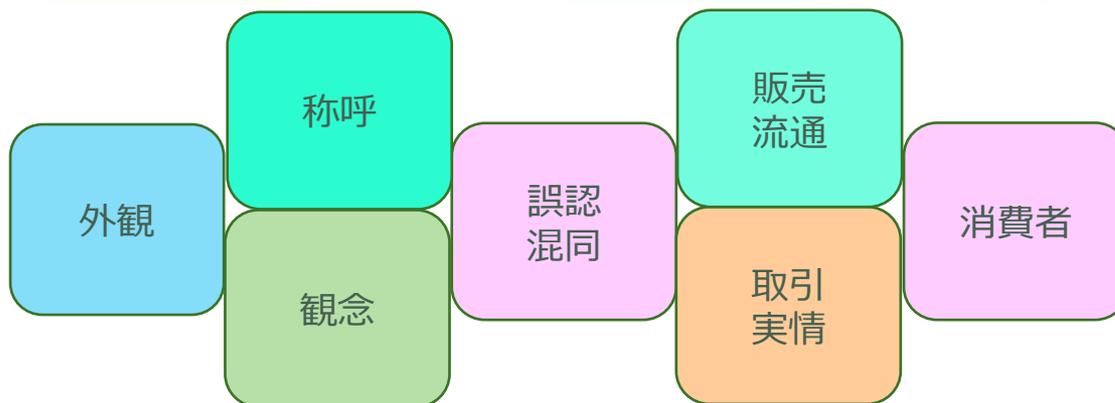
- 漢字の同一類似
 - 個別の漢字の違いと全体の意味
 - 文字の読みと字体/全体の外観
 - 文字の構成や読みと字体
 - 文字の構成や読みと意味
- アルファベット、数字の同一類似
 - フォント、デザイン、単語の入替、文字の繰返、変化、組合
 - 4文字以上のアルファベットで、個別の文字の違い、全体の意味
- 文字の付加の類似審査
 - 通用名称などの文字を付加
 - 品質、材料、機能、用途、重量、数量などの特徴を示す文字を付加
 - 生産、販売、使用場所の文字を付加
 - 識別力が低い文字を付加
- 2つの以上の標章の分離観察
 - 知名度や顕著性のある部分
- 図形の類似審査
 - 知名度や顕著性のある図形
 - 図形の設計の方法や表現
 - 図形や色など配置や組合せ
- 他人の既存の権利
 - 著作権、意匠など

2. 先取りや悪意出願対策

2.2.4. 商標の類否・侵害判断

裁判での類否判断

商標権の効力が及ぶ範囲		指定商品又は指定役務		
		同一	類似	非類似
標章	同一	専用権	禁止権	×
	類似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×



2. 2. 先取りや悪意出願対策

2. 2. 5. 悪意や冒認商標出願対策

● 第三者の商標出願を監視・ウォッチング

- 商標局のDBで検索 <http://sbj.cnipa.gov.cn/sbcx/>
- サービス会社や事務所のサービスを活用

悪意出願（商標法第4条）

- 同時大量出願、事業範囲外の商品や役務を指定した出願
- 過去の悪意出願
- 悪意との情報提供のあった出願

冒認出願（商標法第15条）

- 業務上の交流関係或いはその他の関係で他人の商標の存在を知っていた

● 異議申立（商標法第33条）

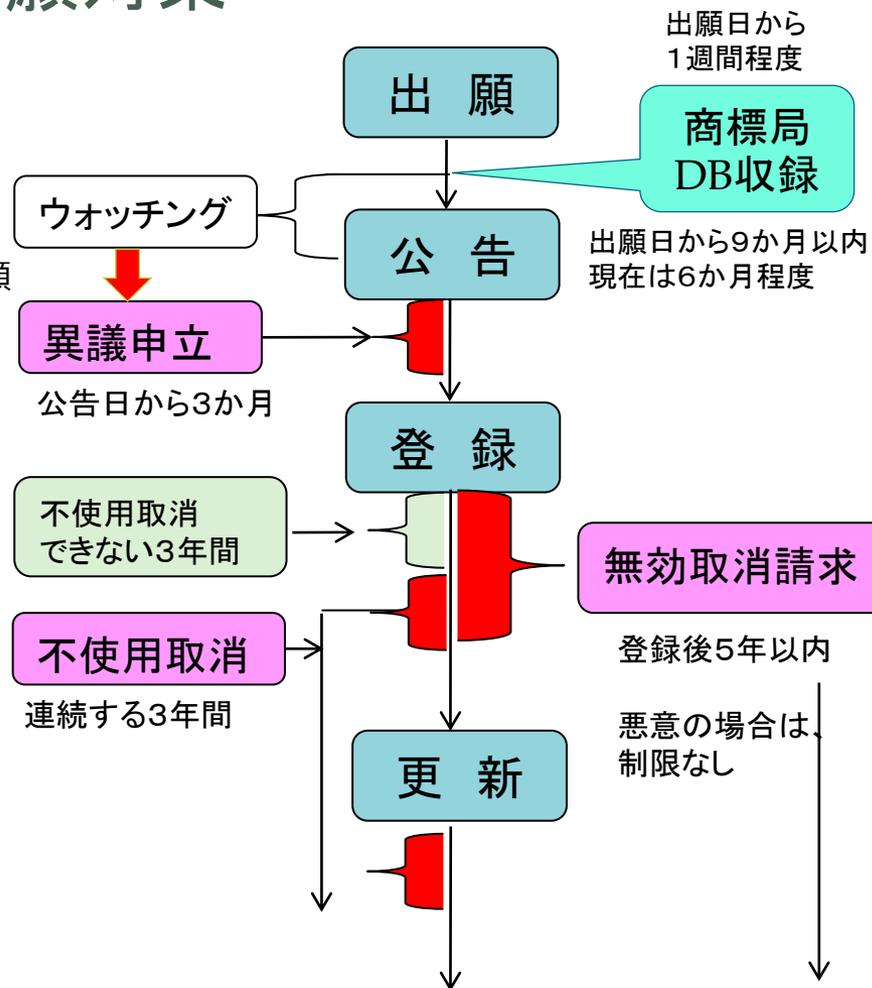
- 公告日から3か月に申立
- 利害関係者による申立
- 12か月以内に審査完了

● 無効取消（商標法第35条、第44条）

- 登録後5年以内に申立、利害関係者による申立
- 12か月以内に審査完了(6か月延長可)

● 不使用取消（商標法第49条2項）

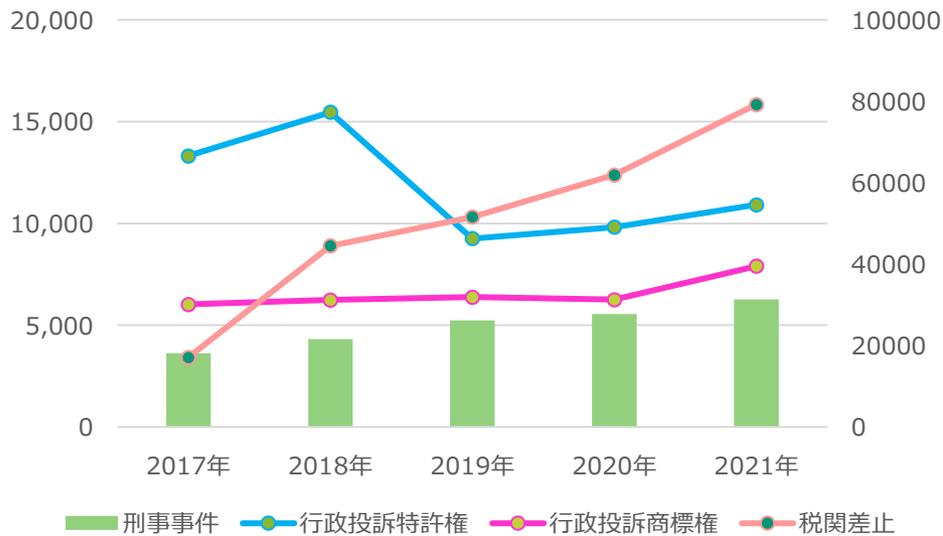
- 連続する3年間に使用実績のない場合、取消



3. 侵害対策

3. 1. 1. 行政・刑事告訴データ

- 2017-2021年刑事、行政、税関受理件数推移

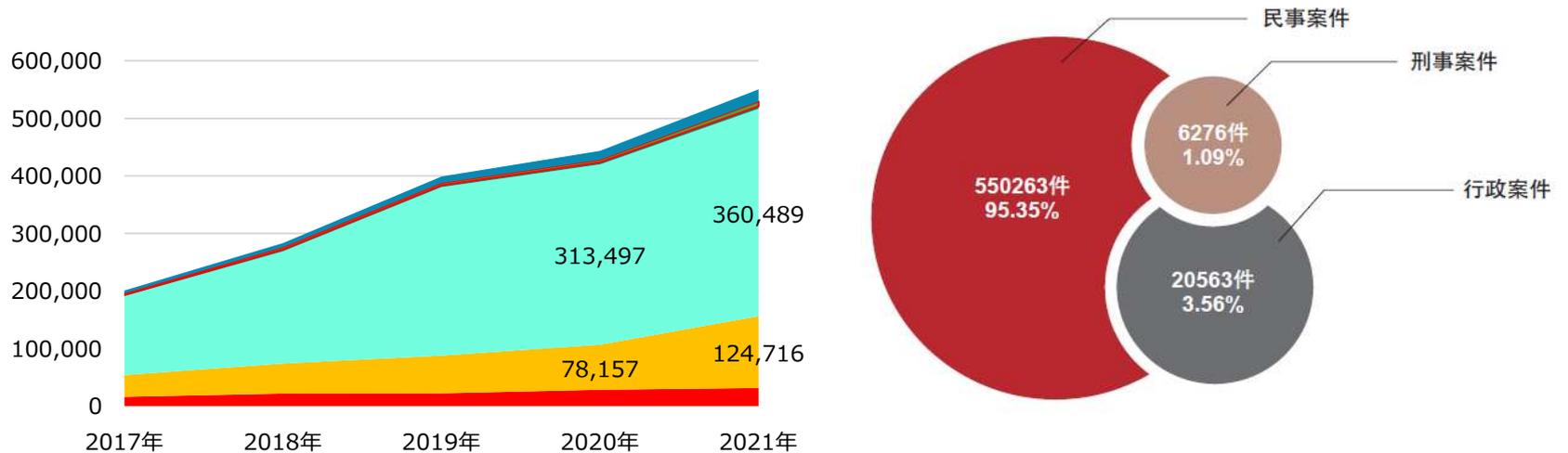


受理事件	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	前年比
刑事事件	3,621	4,319	5,242	5,544	6,276	113.2%
行政投訴特許権	6.66万	7.73万	4.63万	4.91万	5.46万	111.2%
行政投訴商標権	3.01万	3.12万	3.19万	3.13万	3.95万	126.2%
税関差止	1.71万	4.45万	5.16万	6.19万	7.92万	127.9%

3. 侵害対策

3. 1. 2. 民事侵害訴訟データ

- 2017-2021年知財民事第一審提訴件数推移



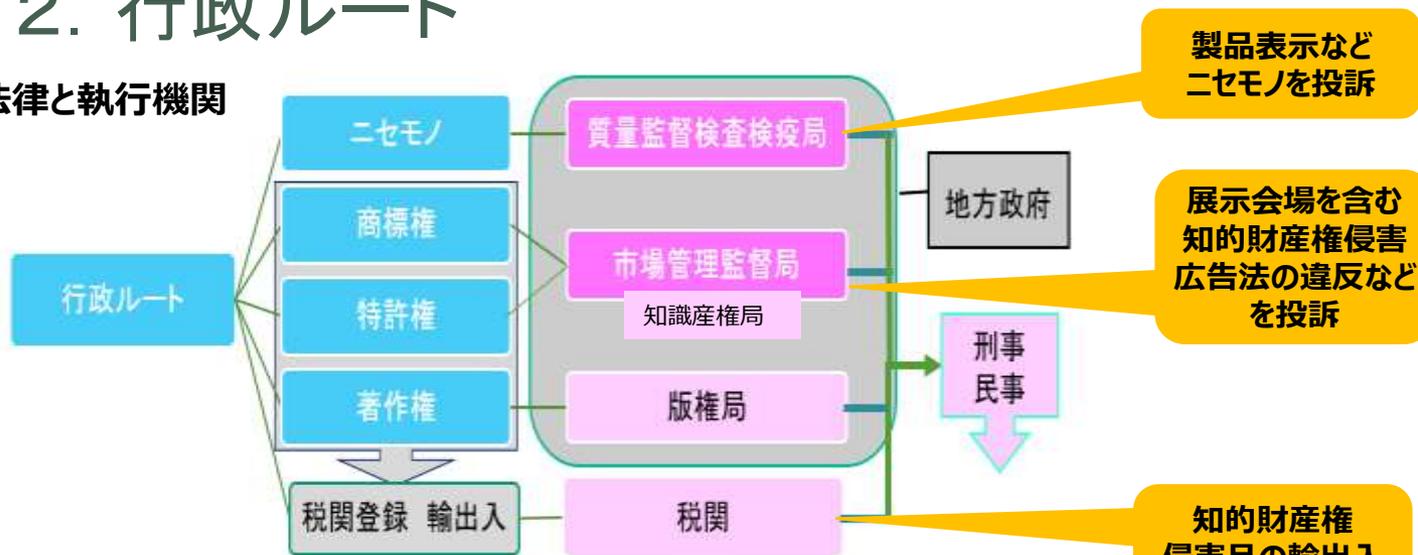
- 特許(特実意)権
- 商標権
- 著作権
- 技術契約
- 不正競争
- その他知財関係

民事事件受理	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	前年比
特許(特実意)権	16,010	21,699	22,272	28,528	31,618	110.8%
商標権	37,946	51,998	65,209	78,157	124,716	159.6%
著作権	137,267	195,408	293,066	313,497	360,489	115.0%
技術契約	2,098	2,680	3,135	3,277	4,015	122.5%
不正競争	2,543	4,146	4,128	4,723	8,419	178.3%
その他知財関係	5,175	7,483	11,221	15,144	21,006	138.7%
民事第一審計	201,039	283,414	399,031	443,326	550,263	124.1%
民事第二審受理	21,818	27,621	49,704	42,975	49,084	114.2%

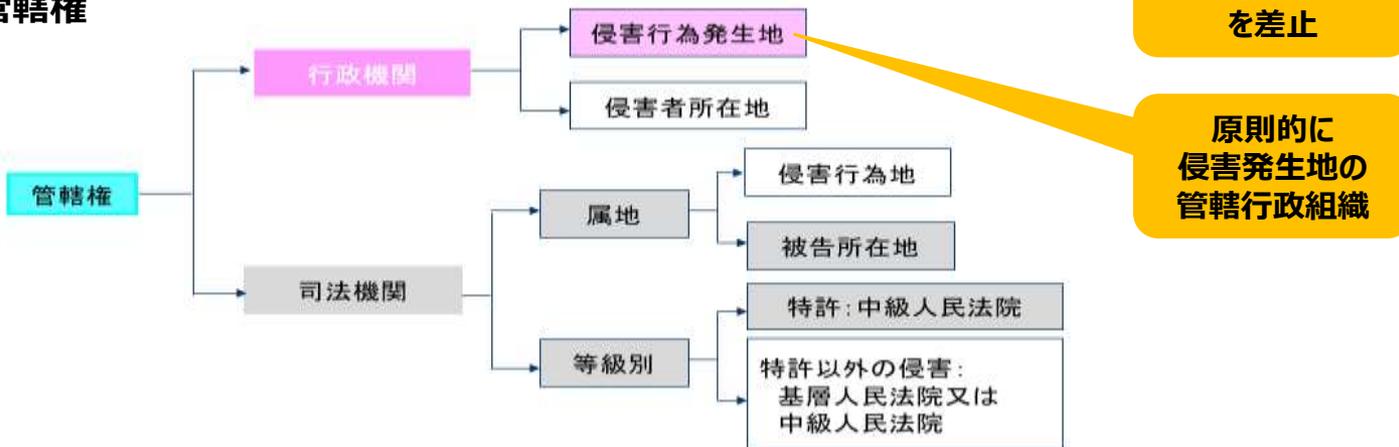
3. 侵害対策

3.2. 行政ルート

● 法律と執行機関



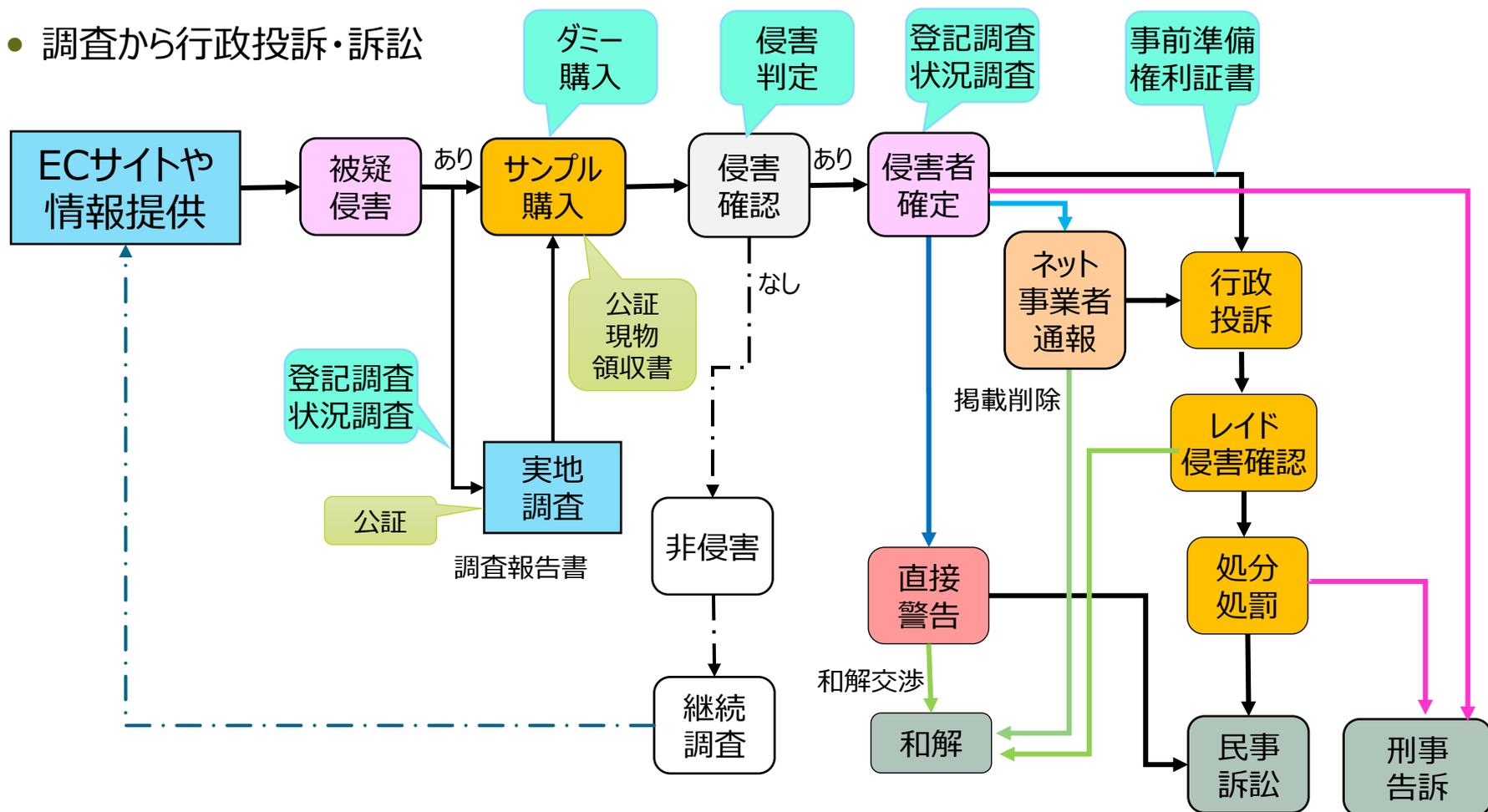
● 管轄権



3. 侵害対策

3.2.1. 侵害や模倣品対策フロー概観図

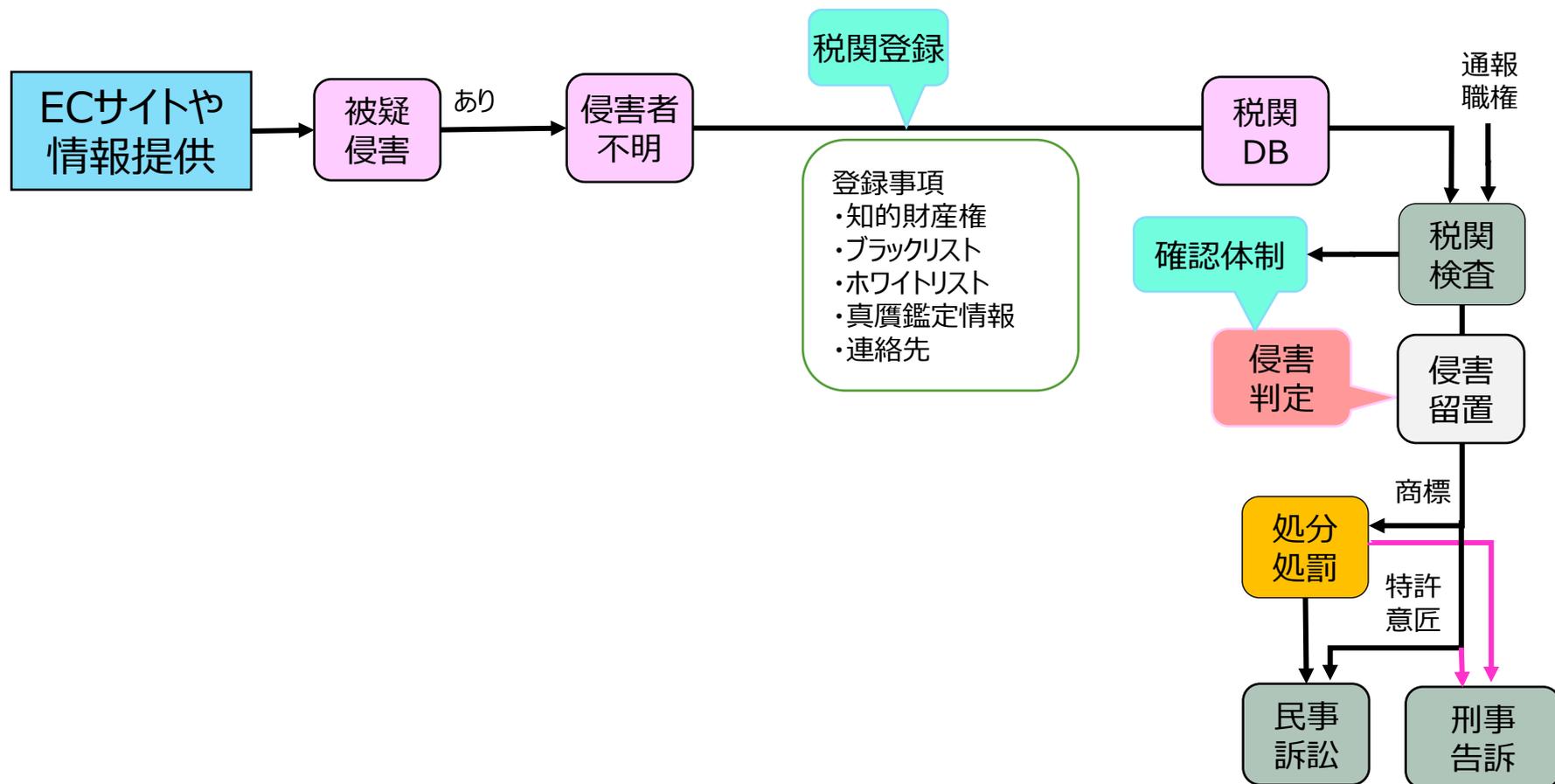
- 調査から行政投訴・訴訟



3. 侵害対策

3.2.2. 侵害対策フロー 税関

- 輸出での侵害対策



3. 侵害対策

3. 3. ECサイトでの対策

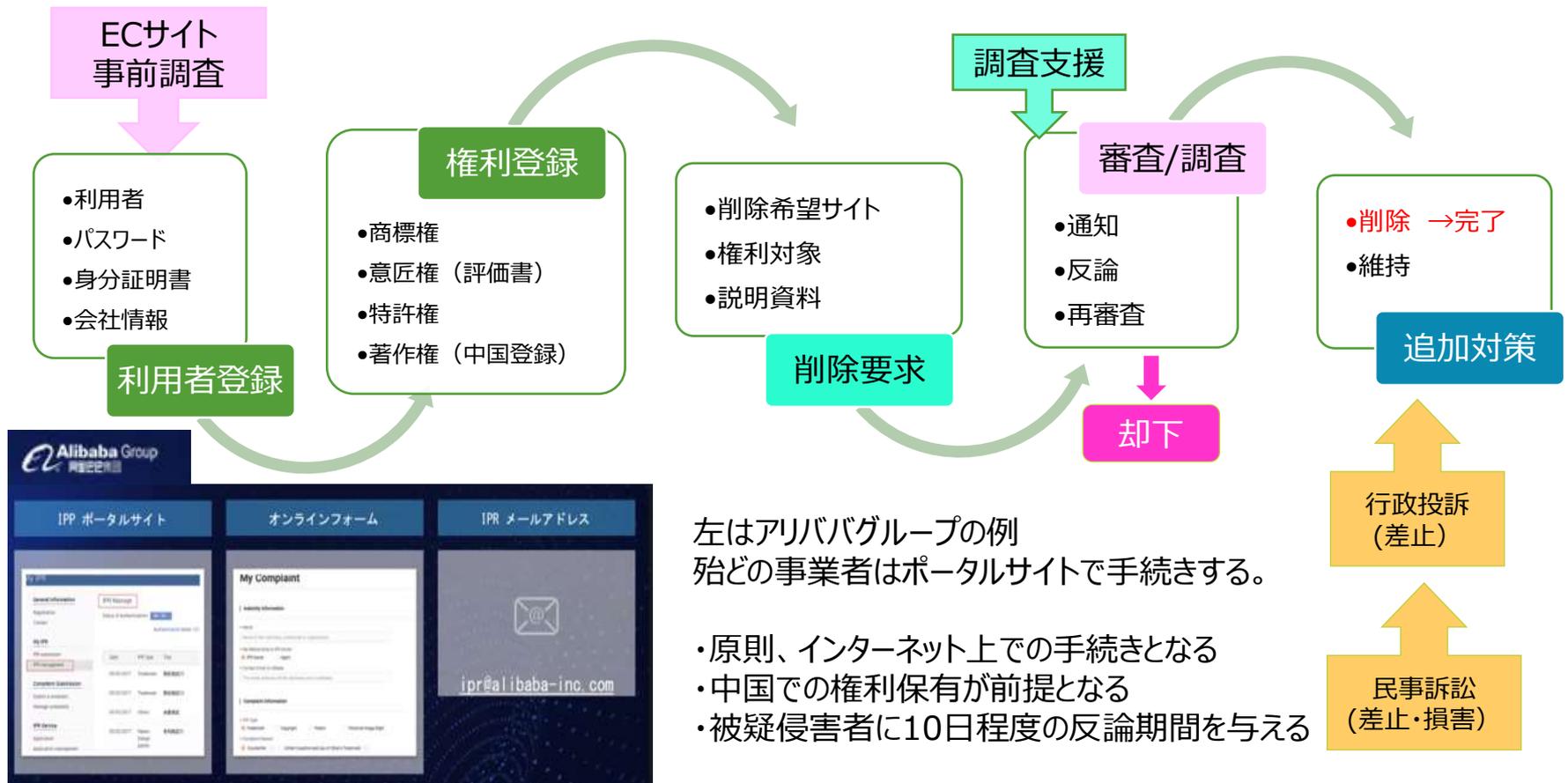
- 中国で侵害の多いECプラットフォーム



3. 侵害対策

3.3.1. ECサイトでの対策

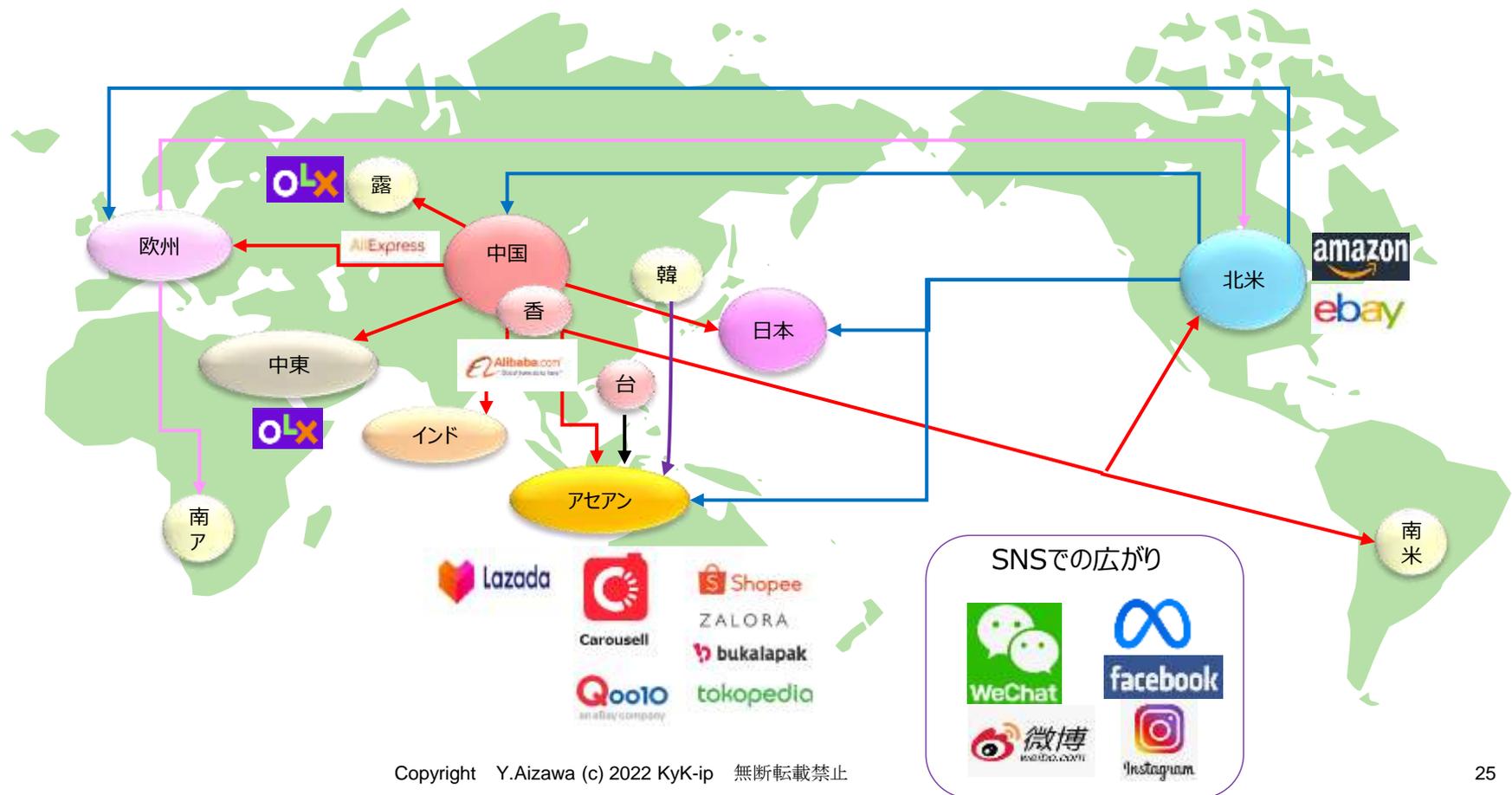
- EC事業者での対応



3. 侵害対策

3. 3. 2. ECサイトでの対策

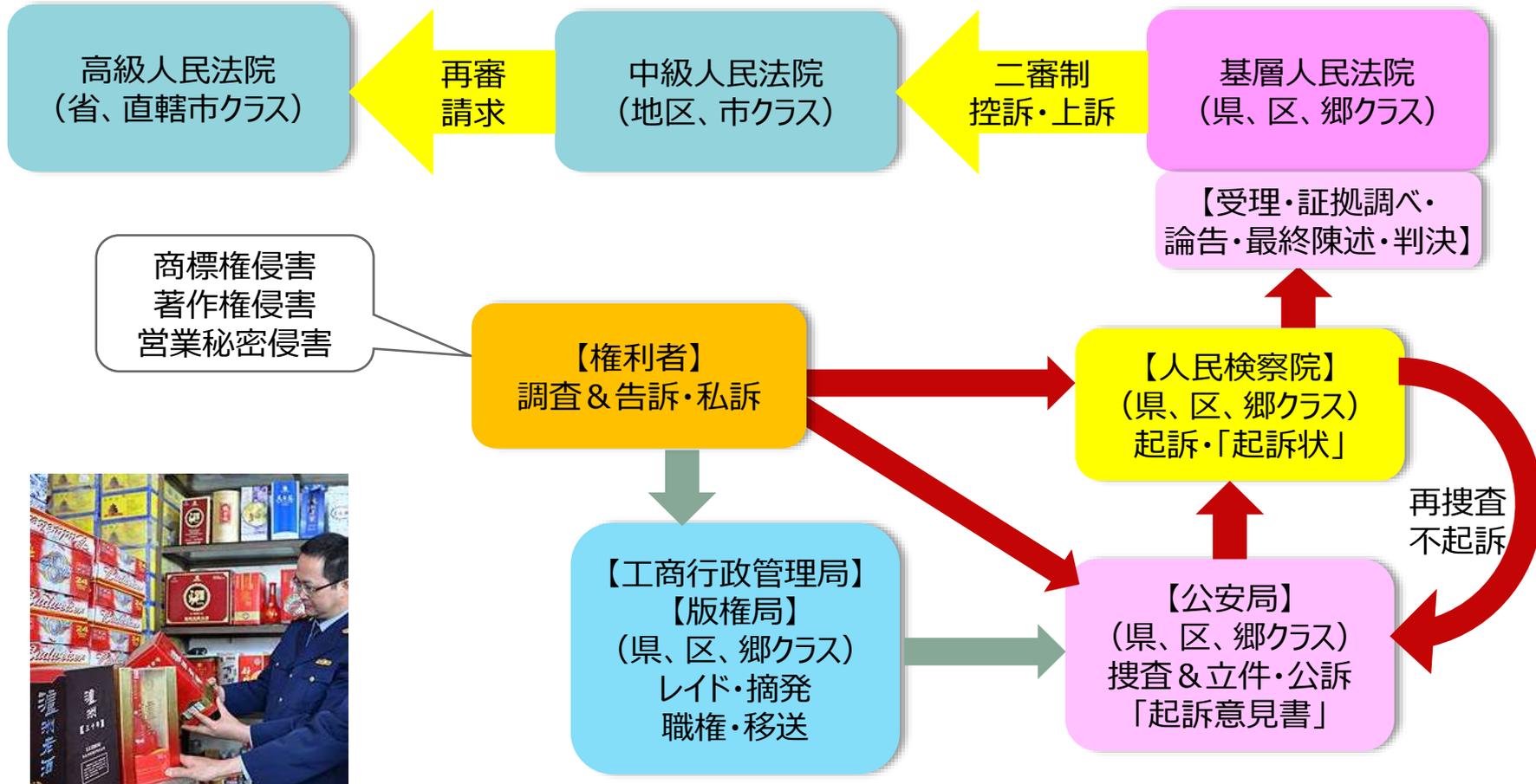
- 中国以外のECプラットフォームへの広がり



3. 侵害対策

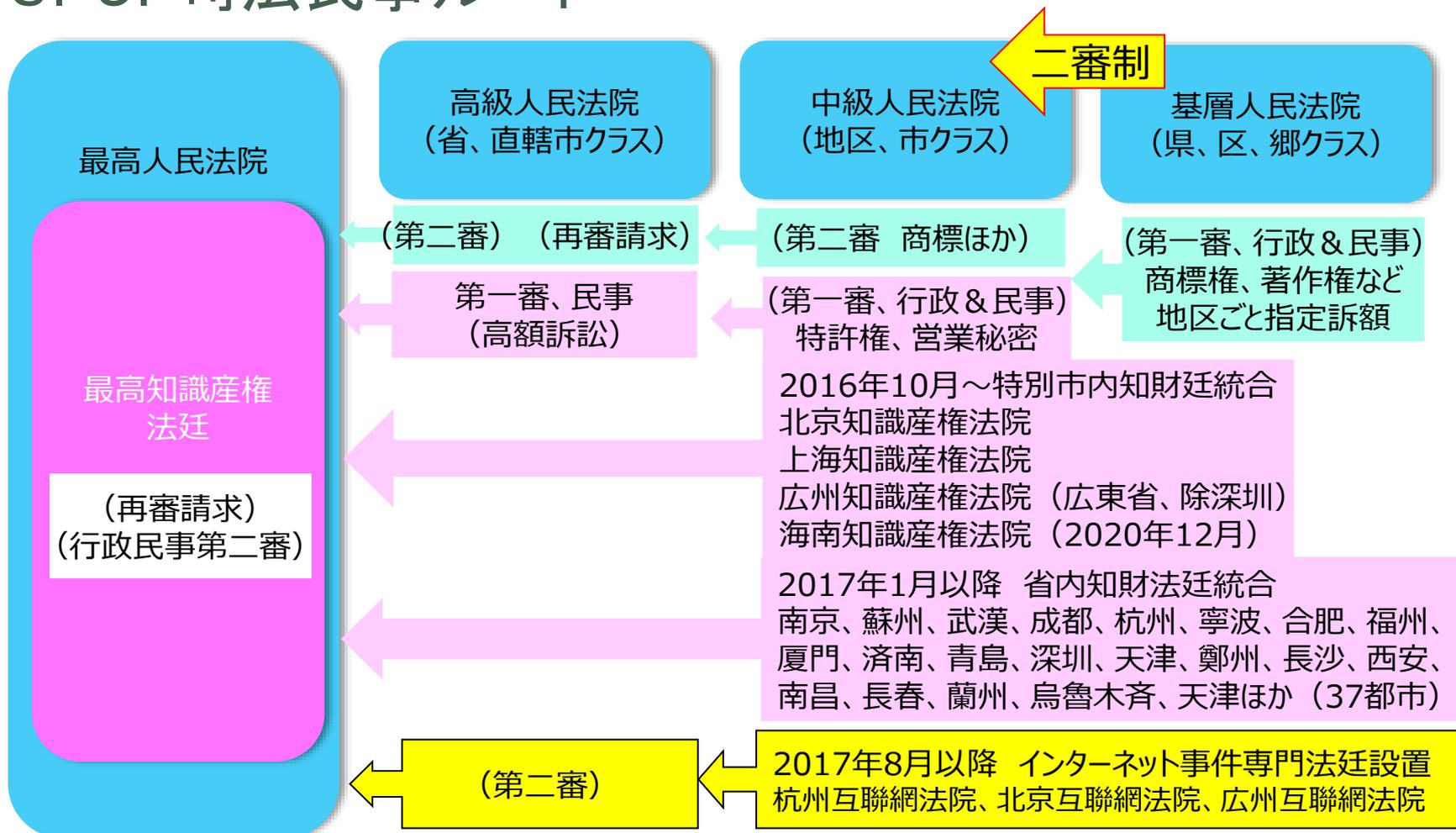
3.4. 司法刑事ルート

侵害摘発から人民法院での刑事訴訟フローチャート



3. 侵害対策

3.5. 司法民事ルート



3. 侵害対策

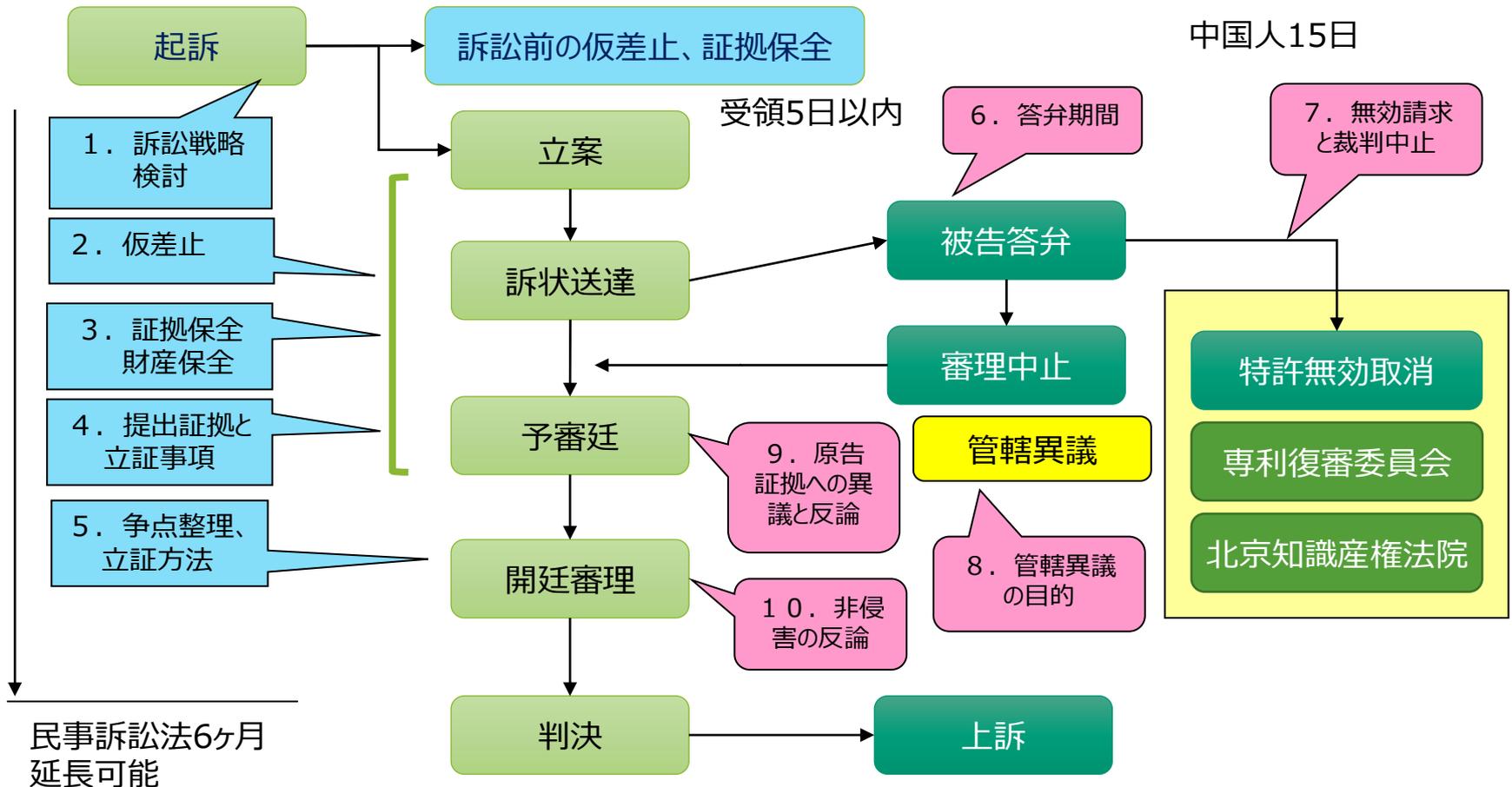
3.5.1. 民事訴訟フロー

答弁・上訴期間

外国人30日

中国人15日

第1審法院

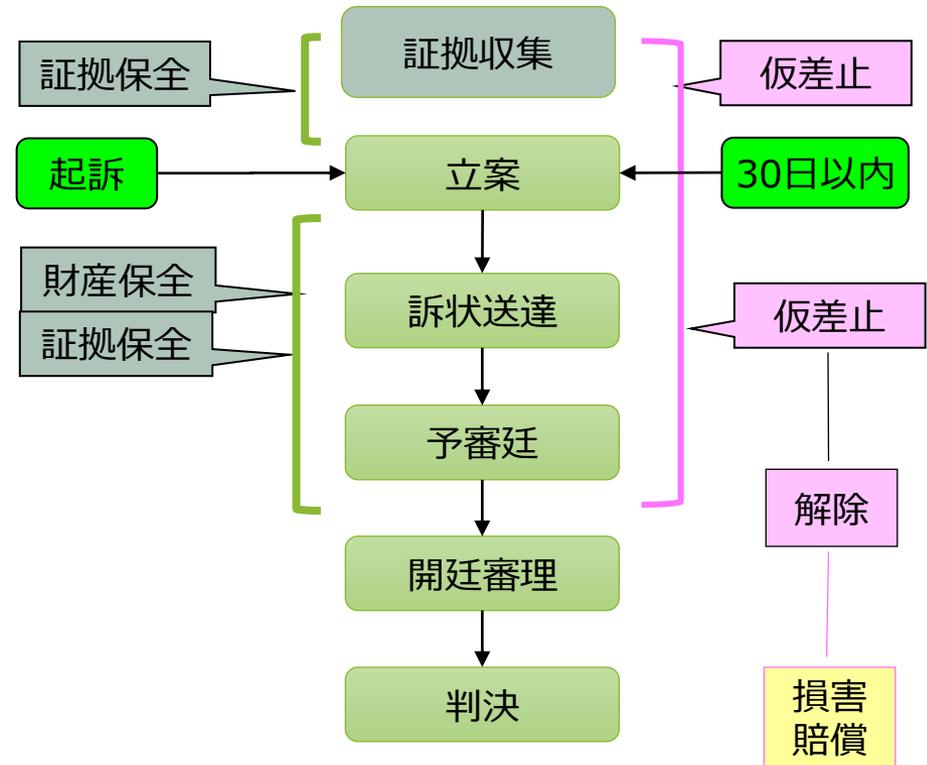


3. 侵害対策

3.5.2. 訴訟戦略

2. 仮差止 (行為保全規定 法釈[2018]21号)

- 施行：2019年1月1日
(2001年の規定を廃止)
- 対象：特許法、商標法、著作権法
- 目的：迅速な侵害予防や停止
- 時期：訴訟前、訴訟中 (民事訴訟法 (2012年))
- 場所：侵害地、被告所在地
- 立証証拠：
 1. 当事者と住所
 2. 仮差止内容と期間
 3. 理由根拠 (回復不能、執行難)
 4. 担保、担保不要の理由
- 決定理由：緊急性、正当性、
権利の安定性
回復不能の損害
- 決定手順：
 1. 申請 (書面、立証証拠)
 2. 尋問
 3. 裁定 (可否、期間、担保金)
 4. 担保金納付



4. 「獺祭」商標権侵害訴訟

4. 1. 第一審 北京知識産権法院 主張と弁明

原告：旭酒造株式会社

被告：北京典创卓磊商贸有限公司

事件No.：(2021)京73民初184号

提訴受理日：2021年2月5日

開廷審理日：2021年6月4日

判決日：2021年7月28日

対象権利：①登録商標G906085 (33類) 獺祭
②登録商標G1273996 (33、43類)

登録日：①2006年11月06日 ②2015年08月27日



被疑侵害行為：獺祭アイスクリームの
販売の申し出と販売



侵害証拠：

- テンセント動画「山田錦獺祭冰淇淋」で株式会社エスプリと代理契約正式締結と虚偽の記載での販売の申し出
<https://v.qq.com/x/page/x0807d6gdar.html>
- Weiboの被告代表者の個人サイト「卓磊001」での販売
- 小紅書の「美食猎手」ほかの個人サイトで販売の申し出
- タオバオのショップ「小野家優鮮食材」での販売

上記は、いずれも公証書による2020年9月に証拠保全済み。

■ 原告請求

- 「獺祭」の馳名商標認定
- 馳名商標侵害の停止（商標法57条3項、7項）
- 「中国知識産権誌」での影響除去広告
- 損害賠償300万人民元の支払い
- 侵害行為差止のための合理的費用22万円の支払い
- 本件裁判所費用の被告負担

■ 被告弁明

- 原告は30類に「獺祭」の商標を保有していない
- 「獺祭」は馳名商標ではない
- 製品は、日本の株式会社エスプリ社製である
原告は株式会社エスプリに「獺祭」商標を付したアイスクリームの製造販売を許可しており、株式会社エスプリから授權書がある
- 証拠dは、他人の製品であり証拠と認めない
- 損害賠償の算定は、その対象、算定とも合理的でない
- 被告の行為は、商標権侵害も不正競争行為もないため、訴訟請求の棄却を請求する

4. 「獺祭」商標権侵害訴訟

4. 2. 判決

1. 本判決の発効日から被告は、直ちにG906085号、G1279996号の商標専用権侵害行為の停止、すなわち「獺祭」の表示があるアイスクリームの販売を停止する
2. 本判決発効日から10日以内に、被告は、原告に経済的損害25万元、及び合理的支出5万元を賠償する
3. 本判決の発効日から10日以内に、被告は、「中国知的財産権報」誌に声明を發表し、事件での権利侵害行為による悪影響の除去を図る
(声明の内容は当院の審査を受けたもの、声明を掲載しない場合、当院が本判決の関連内容を掲載し、費用は被告負担)
4. 原告のその他の訴訟請求は棄却する
5. 本判決の指定期間内に金銭給付義務が履行されない場合、民事訴訟法253条の規定に従い、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払う
6. 当院の事件受理费は32,444元で、原告12,444元（納付済み）負担、被告20000元（本判決発効日から7日以内に納付）を負担とする



ご不明の点はお気軽にご質問ください
ありがとうございました。

株式会社KyKインターナショナル 相澤良明

Tel.:080-4866-7889
ry.aizawa@kyk-inc.co.jp
www.kyk-ip.com